



「事業者排出量削減計画書制度」及び「新車販売実績報告書制度」 平成 26 年度実績の取りまとめについて

京都市では、京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）に基づき、一定規模の温室効果ガスを排出する事業者（特定事業者）の自主的な排出量削減を図ることを目的として、特定事業者から提出された排出量削減の計画書及び報告書を総合的に評価し、公表を行う「事業者排出量削減計画書制度」（別紙参照）を運用しています。

また、自動車から排出される温室効果ガス排出量の削減を目的として、自動車販売事業者に対し、温室効果ガスを排出しない又は排出の量が相当程度少ない自動車（エコカー）の提供努力を義務付けるとともに、エコカー販売実績の報告を求める「新車販売実績報告書制度」を運用しています。

この度、平成 26 年度の実績を下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

記

1 平成 26 年度の事業者排出量削減報告書

(1) 温室効果ガス排出量

特定事業者は、条例の規定に基づき、計画期間中の温室効果ガス排出量削減計画を記載した削減計画書を提出するとともに、計画期間の各年度の排出量及び削減するための取組等を記載した削減報告書を提出することとしています。

〈条例第 27 条第 1 項、第 30 条第 1 項〉

この度、第二計画期間（平成 26～28 年度）の第一年度である平成 26 年度の削減報告書を集計した結果、特定事業者（141 者）からの温室効果ガス総排出量は 193 万トンで、第一計画期間（平成 23～25 年度）の排出量の平均値で設定した基準年度排出量から約 7.9% の削減を達成しました。（表 1）

基準年度排出量に対して、部門別では、産業部門においては、約 6.6%，運輸部門においては約 5.2%，業務部門においては約 9.1% の削減を達成しており、すべての部門において、制度で目標としている削減率（産業：2%，運輸：1%，業務：3%）を達成しています。

第一計画期間においては、基準年度排出量（平成 20～22 年度の平均値）から全体で約 9.0%（産業 10.4%，運輸 5.6%，業務 9.5%）の削減となり、目標削減率を大きく上回る状況でした。第二計画期間に入った平成 26 年度においても、引き続き排出量削減の取組が進んでおります。

表 1 平成 26 年度の温室効果ガス排出実績

部門	事業者数 ^{※1}	温室効果ガス排出量 (単位：万トン-CO ₂)		実績－基準年度 排出量削減率 (%)
		基準年度 排出量 ^{※2}	実績排出量	
合計	141	209.7	193.0	▲7.9
産業部門	34	56.0	52.3	▲6.6
運輸部門	22	26.5	25.1	▲5.2
業務部門	85	127.2	115.6	▲9.1

※1 平成 26 年度分の事業者排出量削減報告書の提出事業者数

※2 基準年度排出量は、原則として平成 23～平成 25 年度の平均値を採用している。

提出された報告書を取りまとめた結果、業種別の具体的な取組内容及び排出量削減要因の分析は以下のとおりです。

<産業部門>

- 空調の適正な運転管理，機器更新
- 照明の高効率化（LED 化等）
- 製造ラインの設備稼働の最適化，省エネ機器の導入

<運輸部門>

- バス：ダイヤ改正や路線再編等による走行距離減，エコドライブ実施
- タクシー：エコドライブ実施，営業走行距離の減少
- 鉄道：省エネ車両の導入，照明の高効率化（LED 化等）

<業務部門>

- 空調の適正な運転管理，省エネ機器へ更新
- 照明の高効率化（LED 化等）
- BEMS 導入による適正な運用管理

全体的に、空調の適正管理や照明の高効率化を進めている事業者が多く、排出量削減につながっていると考えられます。製造業では、操業の質を維持した製造ラインの運用改善や、省エネ機器への更新に取り組まれておられます。バス、タクシー会社では営業走行距離の減少による排出量の減少のほか、アイドリングストップや走行ルートの見直しを行う等、エコドライブの取組も多く見受けられました。

また、ホテルや大学等において BEMS 導入が進み、事業所全体としての適正な運用管理が行われています。

(2) 特定事業者の環境マネジメントシステム導入状況

特定事業者は、主たる事業所等に環境マネジメントシステムを導入し推進するとともに、その内容を記載した報告書を提出することとしています。

〈条例第 22 条第 1 項, 第 2 項〉

提出された平成 26 年度の環境マネジメントシステム導入報告書を集計した結果、141 者の内 118 者の特定事業者が導入済となっております。(表 2)

第一計画期間では、148 者の内 116 者の導入があり、平成 26 年度実績では導入済の事業者は増加しました。

未導入の特定事業者においては、事業所内でシステムを構築するための人材不足等の理由により導入されていない状況となっております。

表 2 特定事業者の環境マネジメントシステム導入内訳

部門	導入者数	導入 EMS 種類別 内訳					未導入者数
		ISO14001	K E S	エコ京都 21	グリーン経営認証	独自 EMS	
産業	33	27	4	-	-	2	1
運輸	18	7	1	-	4	6	4
業務	67	21	15	3	-	28	18
合計	118	55	20	3	4	36	23

(3) 特定事業者のエコカー購入等状況

特定事業者は、第二計画期間に新たに自動車を購入又はリースで取得する場合、温室効果ガスを排出しない又は排出の量が相当程度少ない自動車（エコカー）の割合を取得台数の 50% 以上とする義務があり、その取得実績を記載した報告書を提出することとしています。

〈条例第 23 条第 1 項, 第 2 項〉

提出された平成 26 年度の新車購入等報告書を集計した結果、計画期間中に新たに自動車を取得した 63 者のうち 60 者が 50% 以上のエコカー取得割合を達成しており、合計で 91.5% の取得割合となりました(表 3)。第一計画期間では、新車等の取得をした 87 者のエコカー取得割合は 82.8% であり、平成 26 年度実績ではエコカー取得割合は上昇しました。

計画期間中の購入割合が 50% 未満となった特定事業者においては、事業所で使用する車両の用途に対応したエコカーが少ない等の理由により、エコカーの導入が進んでいない状況となっております。

表3 特定事業者のエコカー購入等内訳

部門	新車を取得した事業者数	新車取得台数 (台)	エコカー取得台数 (台)	エコカー取得割合 (%)
産業	17	115	106	92.2
運輸	13	376	334	88.8
業務	33	290	275	94.8
合計	63	781	715	91.5

2 平成26年度の自動車販売事業者の新車販売実績報告書

本市内において自動車の販売を業とする者（自動車販売事業者）は、新車を購入しようとする者に対し、その販売する新車に係る自動車環境情報を説明しエコカーの提供に努めるとともに、エコカーの販売実績を記載した報告書を提出することとしています。

〈条例第25条第1項、第2項、第3項〉

自動車販売事業者から提出された平成26年度の新車販売実績報告書の集計結果は以下のとおりでした。

(1) 販売台数

新車の全販売台数は約5万3千台であり、そのうちエコカーの販売台数は約4万7千台で全販売台数に占めるエコカー販売台数割合は88.5%でした。25年度と比較して、エコカーの販売台数の割合は増加しています。（表4）

なお、本制度におけるエコカーとほぼ対象が重なる、新エコカー減税対象車の平成26年度全国販売台数の割合は86.4%（※）で、京都市は全国と同様の傾向にあります。

※一般社団法人日本自動車工業会の公表資料より

(2) 平均燃費

ガソリン、軽油及び液化石油ガスを燃料とする自動車の平均燃費は、20.2km/lであり、そのうちエコカーの平均燃費は23.6km/lでした（表4）。平成25年度と比較して、エコカー平均燃費は向上しています。

表4 平成26年度の新車販売実績

年度	実績報告数 (者)	全販売台数 (台)	エコカー販売台数 (台)	エコカー販売割合 (%)	ガソリン、軽油、液化石油ガスを燃料とする自動車	
					全体平均燃費 (km/l)	エコカー平均燃費 (km/l)
26年度	25	53,002	46,911	88.5	20.2	23.6
(参考) 25年度	28	57,108	48,474	84.9	20.2	23.2

3 報告書類等の公表

特定事業者から提出された事業者排出量削減報告書, 環境マネジメントシステム導入報告書, 新車購入等報告書及び自動車販売事業者から提出された新車販売実績報告書は, 以下の方法で公表します。

ア 報告書類写しの閲覧

閲覧場所 環境政策局地球温暖化対策室

(京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地)

イ ホームページへの掲載

平成27年12月16日(水)から, 当室のホームページにて掲載します。

(ホームページ URL)

- ・事業者排出量削減計画書制度

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000191266.html>

- ・新車販売実績報告書制度

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000191128.html>

事業者排出量削減計画書制度の概要

・特定事業者の該当要件

区 分	要 件
大規模エネルギー 使用事業者	事業活動を行う際に使用される電気やガスなどのエネルギー使用量が、 原油に換算して1,500キロリットル以上の事業者
大規模輸送 事業者	トラック100台以上、バス100台以上、タクシー150台以上を保有する運送事業者 鉄道車両150両以上を保有する鉄道事業者
その他の温室効果ガ ス大規模排出事業者	エネルギー使用に伴うものを除き、温室効果ガス排出量のうちいずれかの物質の排 出量が二酸化炭素に換算して3,000トン以上の事業者

・事業者排出量削減計画書制度の計画期間と評価時期

- 計画に対する評価：3年を計画期間とする削減計画書について評価
- 実績に対する評価：計画期間終了後の報告書进行评估

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
第一計画期間 (平成23～25年度)	計画書	報告書	報告書	報告書			
	指導・助言						
第二計画期間 (平成26～28年度)				計画書	報告書	報告書	報告書
				指導・助言			

・事業者排出量削減計画書制度における目標削減率と総合評価

